別表第9（第4条第2項）
1　建築物

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等（子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等（子育て設備の規定に限る。）	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）	10 浴室、シャワー室又は更衣室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の利用に必要な安全かつ円滑な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の利用に必要な安全かつ円滑な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
1　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
2　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
3　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
4　病院	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
5　診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
6　診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○			○		○					○	○					
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
7　助産所	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
8　薬局	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○			○		○					○	○					
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
9　学校	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○							○	○					
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○		○					○	○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
10　自動車教習所その他これに類するもの	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○							○	○					
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○		○					○	○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
11　博物館、美術館又は図書館	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
12　博物館類似施設その他これに類する施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○					○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○

13 集会場(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)又は公会堂	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
14 集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○							○	○	○	○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○			○													
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
17 公衆便所	全ての施設	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
18 認可外保育施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○									
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○					○
19 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
20 飲食店	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
21 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
22 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
23 遊技場	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
24 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○									
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○				○	○
25 公衆浴場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
27 ホテル又は旅館	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
28 ホテル又は旅館以外の宿泊施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○
29 展示場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
30 事務所	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○					○
31 工場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○					○
32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○					○
33 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○					○
34 共同住宅	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○	○					
35 寄宿舎	1,000平方メートル以上のもの	○	○		○	○		○	○	○												
36 地下街	300平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○							○	○					○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○		○	○		○	○		○					○	○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○				○	○
37 複合施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○				○	○

(備考)

1 ○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。

2 廊下等の子育て設備の規定とは、別表第5の5の項(2)カ及びキをいう。

3 便所の子育て設備の規定とは、別表第5の9の項(3)ア及びイをいう。

4　別表第5の13の項及び14の項に規定する整備基準は、別表第1　1建築物の部6の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、8の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、9の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設が標識及び案内設備を設ける場合にあっては、別表第5の13の項及び14の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

5　別表第1　1建築物の部7の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、9の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、12の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、14の項（1,000平方メートル未満の施設に限る。）、18の項、24の項、28の項、30の項から35の項まで及び37の項に掲げる施設については、別表第5の2の項(1)イ、5の項(1)イ、6の項(1)オ及び7の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

6　別表第1　1建築物の部36の項に掲げる施設については、別表第5の2の項(1)イ、6の項(1)オ及び7の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

7　別表第1　1建築物の部6の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、8の項（300平方メートル未満の施設に限る。）及び16の項（300平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第5の2の項(1)イ及び7の項(1)エに規定する整備基準は、適用しない。

8　別表第1　1建築物の部30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第5の3の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。

9　別表第1　1建築物の部6の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、8の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、36の項及び37の項に掲げる施設については、別表第5の4の項に規定する整備基準は、直接地上へ通ずる主要な出入口について適用する。

10　別表第1　1建築物の部15の項（300平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第5の5の項（(1)イを除く。）及び6の項（(1)オを除く。）に規定する整備基準は、適用しない。

11　別表第1　1建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設については、別表第5の5の項(2)ア及び6の項(1)アに規定する整備基準は、適用しない。

12　別表第1　1建築物の部6の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、15の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、16の項(300平方メートル未満の施設に限る。)及び36の項に係る別表第5の5の項に規定する整備基準については、同項(2)エに限り適用する。

13　別表第1　1建築物の部9の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)カ及びキ並びに9の項(3)に規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14　別表第1　1建築物の部26の項に掲げる施設に係る別表第5の5の項(2)カ及びキ並びに9の項(3)に規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあっては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

15　別表第1　1建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第5の6の項(1)キからサまで及び(4)に規定する整備基準は、同表の8の項に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降ロビーを設置した場合に限り、適用しない。

16　別表第1　1建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第5の8の項に規定する整備基準は、階数が4以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第1　1建築物の部30の項から32の項まで及び35の項に掲げる施設については、別表第5の8の項(1)ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

17　別表第1　1建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第5の8の項(1)クに規定する整備基準は、車椅子使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

18　別表第1　1建築物の部6の項（300平方メートル未満の施設に限る。）、8の項(300平方メートル未満の施設に限る。)、9の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）、10の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）及び36の項（300平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設に限る。）に掲げる施設については、別表第5の9の項(2)に規定する整備基準は、適用しない。

19　別表第1　1建築物の部30の項から32の項まで、36の項及び37の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(2)イに規定する整備基準は、適用しない。

20　建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。）をする場合には、次に掲げる建築物の部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
(1)　当該増築等に係る部分
(2)　道等から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
(4)　(1)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から車椅子使用者用便房（(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(5)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
(6)　車椅子使用者用駐車施設（(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

21　別表第1　1建築物の部2の項（令第5条第9号に規定するものを除く。）、9の項（同条第1号に規定するものを除く。）、10の項、18の項、26の項（同条第11号に規定するものを除く。）、30の項から32の項まで及び34の項に掲げる施設については、備考20(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

22　建築物の大規模修繕等（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。

23　別表第5の9の項(2)ア(キ)に規定する整備基準は、別表第1　1建築物の部の17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、適用しない。ただし、当該施設に非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、別表第5の9の項(2)ア(キ)に規定する整備基準を遵守しなければならない。

24　別表第5の9の項(2)イ(イ)に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、別表第1　1建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、当該公園又は緑地に当該公園又は緑地を管理する者が常駐している場合を除き、適用しない。

２　道路

区分	整備項目					
	1　通路	2　階段	3　傾斜路	4　エレベーター	5　案内標示	6　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備
道路	○	○	○	○	○	○

（備考）

○印は、整備項目の欄に掲げるものが適用されるものであることを示す。

３　公園

区分	整備項目						
	1　出入口	2　通路	3　階段	4　傾斜路	5　駐車場	6　附帯設備	7　掲示板及び標識
公園	○	○	○	○	○	○	○

（備考）

１　○印は、整備項目の欄に掲げるものが適用されるものであることを示す。

２　別表第１　３公園の部公園の項指定施設の欄の(1)及び(2)に掲げる公園については、別表第７の２の項(4)及び(5)、３の項(1)オ、(2)、(3)、(5)及び(7)、４の項(2)から(5)まで及び(7)並びに５の項(1)並びに(2)ア及びウに規定する整備基準は、適用しない。

４　公共交通機関の施設

区分	整備項目																
	1　出入口	2　通路	3　改札口	4　階段	5　傾斜路	6　手すり	7　エレベーター	8　エスカレーター	9　鉄道の駅のホーム	10　バスの停留所	11　タクシー乗り場	12　便所	13　案内標示	14　視覚障害者の安全	15　聴覚障害者の安全	16　警報設備及び通	17　附帯設備

									ム					全かつ円滑な利用に必要な設備	全かつ円滑な利用に必要な設備	誘導灯	
1　鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
2　軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
3　港湾旅客施設	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
4　バスターミナル等	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

（備考）

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。